

[令和7年12月22日 第16回定例会資料]  
議案第51号

1 議案名

徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

国家公務員の宿日直手当の額の改定が行われたことに鑑み、徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当について改定を行う必要がある。

教 職 員 課



# 徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局  
教職員課

## 1 規則改正の理由

国家公務員の宿日直手当の額の改定が行われたことに鑑み、徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額について改定を行う必要がある。

## 2 規則改正の概要

宿日直手当を現行の額から増額する。 (規則第2条)

第一号 徳島県立高等学校総合寄宿舎及び小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の寄宿舎の寄宿舎生の生活指導を行うための宿直勤務又は日直勤務

7,400円 → 7,700円

第二号 農業に関する学科を置く高等学校における家畜の管理を行うための宿直勤務  
又は日直勤務及び植物の栽培等の実習指導を行うための日直勤務

6,100円 → 6,400円

第三号 水産に関する学科を置く高等学校における動物の飼育等のために行う宿直勤務  
又は日直勤務

5,300円 → 5,600円

第四号 その他の宿直勤務又は日直勤務

4,400円 → 4,700円

## 3 施行期日

公布の日から施行 (令和7年4月1日から適用)

## 条例等立案表

題名

徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則

課(室)名

教職員課

担当者名

高橋道和

電話番号

三一二六

提案(制定)理由

国家公務員の宿日直手当の額の改定が行われたことに鑑み、徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額について改定を行う必要がある。

あらまし

一 職員が当直勤務に服した場合に支給する宿日直手当の額を引き上げることとした。  
 二 この規則は、令和七年十二月二十五日から施行し、改正後の規則の規定は、同年四月一日から適用することとした。

法令審査会 要否 パブリックコメント 実施省略 対象外	予算上の措置	関係法規 人事院規則九一一五 院規則	（人事院規則九一一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則）
---	--------	--------------------------	---------------------------------

## 徳島県教育委員会規則第十三号

徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県教育委員会教育長 中川 齊史

徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則（昭和三十五年徳島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項第二号中「六千百円」を「六千四百円」に改め、同項第三号中「五千三百円」を「五千六百円」に改め、同項第四号中「四千四百円」を「四千七百円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。  
（宿日直手当の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則の規定に基づいて支給された宿日直手当は、改正後の規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

対照表

	改 正 案	現 行
	(宿日直手当の額)	(宿日直手当の額)
第二条 (略)	第二条 (略)	第二条 (略)
一 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の規定に基づき設置された徳島県立高等学校総合寄宿舎の寄宿舎生の生活指導を行うための宿直勤務又は日直勤務及び小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の寄宿舎の寄宿舎生の生活指導を行うための宿直勤務又は日直勤務又は日直勤務 七千七百円	一 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の規定に基づき設置された徳島県立高等学校総合寄宿舎の寄宿舎生の生活指導を行うための宿直勤務又は日直勤務及び小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の寄宿舎の寄宿舎生の生活指導を行うための宿直勤務又は日直勤務又は日直勤務 七千四百円	一 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の規定に基づき設置された徳島県立高等学校総合寄宿舎の寄宿舎生の生活指導を行うための宿直勤務又は日直勤務及び小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の寄宿舎の寄宿舎生の生活指導を行うための宿直勤務又は日直勤務又は日直勤務 七千四百円
二 高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）第六条第二項に規定する農業に関する学科を置く高等学校において、家畜の管理を行うための宿直勤務又は日直勤務及び教育職員が生徒に対し植物の栽培等の実習指導を行うために從事する日直勤務 六千四百円	二 高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）第六条第二項に規定する農業に関する学科を置く高等学校において、家畜の管理を行うための宿直勤務又は日直勤務及び教育職員が生徒に対し植物の栽培等の実習指導を行うために從事する日直勤務 六千四百円	二 高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）第六条第二項に規定する農業に関する学科を置く高等学校において、家畜の管理を行うための宿直勤務又は日直勤務及び教育職員が生徒に対し植物の栽培等の実習指導を行うために從事する日直勤務 六千四百円
三 高等学校設置基準第六条第二項に規定する水産に関する学科を置く高等学校における動物の飼育等のために行う宿直勤務又は日直勤務 五千六百円	三 高等学校設置基準第六条第二項に規定する水産に関する学科を置く高等学校における動物の飼育等のために行う宿直勤務又は日直勤務 五千三百円	三 高等学校設置基準第六条第二項に規定する水産に関する学科を置く高等学校における動物の飼育等のために行う宿直勤務又は日直勤務 五千三百円
四 前三号に掲げる宿直勤務又は日直勤務以外の宿直勤務又は日直勤務 四千七百円	四 前三号に掲げる宿直勤務又は日直勤務以外の宿直勤務又は日直勤務 四千四百円	四 前三号に掲げる宿直勤務又は日直勤務以外の宿直勤務又は日直勤務 四千四百円
2 (略)	2 (略)	2 (略)